

労務 ROAD

■新型コロナ拡大後に通勤手当を廃止・実費支給へ

新型コロナウイルス感染拡大に伴い多くの企業で在宅勤務が導入されました。その後、元の働き方に戻した企業もありますが、「基本は在宅勤務」という働き方を推奨する企業も増えつつあります。その中で増加しているのが、通勤手当を廃止し実費支給を行ったり、通信費の補助などの取り組みです。

労務行政研究所の実施したアンケートからこれらの状況についてご紹介します。

【通勤手当の取り扱いについて】

	①感染拡大前の時点で在宅勤務を導入していた	②感染拡大後に在宅勤務を導入・実施した
実費精算のため、在宅勤務時は支給しない	19.7	9.6
定期券代など定額を支給しているため、特別な対応はしない	72.1	87.1
その他	8.2	3.3

⇒導入前に既に在宅勤務を導入している企業と比べて 15.0 ポイント高くなった。

【在宅勤務時に発生する通信費や光熱費などの費用補助】

	①感染拡大前の時点で在宅勤務を導入していた	②感染拡大後に在宅勤務を導入・実施した
テレワーク手当などの形で、一括して定額で支給	15.8	5.9
通信費・光熱費などの費目ごとに支給	3.4	3.6
通勤手当で代替する	13.0	12.9
支給しない	67.1	76.9
その他	0.7	0.7

⇒どちらも「支給しない」が大半を占め、感染拡大後に在宅勤務を導入した企業に関しては費用補助を行っているのは9.5%にとどまる。

上記より感染拡大後に在宅勤務を導入した企業では、まだまだ在宅勤務そのものを試行錯誤の中で進められていることが多く、制度面の整備までは進んでいないと考えられます。今後、在宅勤務が一般的な働き方のひとつとして認識されるにつれ、こうした取り組みは増えることが予想されます。

【労務行政研究所 より】

■法人2期目を迎えました！

昨年の組織変更から、10月1日に法人2期目を迎えることができました。これもひとえに顧問先の皆様をはじめ、関係者の方々のおかげと深く感謝しております。これからも皆様のご期待に添えますよう、より一層努力して参ります。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。写真は2期目のキックオフ会議のあとの懇親会です。その様子を少しだけご紹介させていただきます。



◀全体での集合写真です。人数も増え、にぎやかになりました。

▶代表の河本へサプライズで似顔絵ケーキをプレゼントしました！喜んでいられる様子が伝わりますでしょうか？！



VOL.721
(2011—2)



(旧 河本社労士事務所)

〒541-0056
大阪市中央区久太郎町
1-9-26 船場 IS ビル 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
HP: <https://k-s-j.net/>
編集担当：君野・木下・黒瀬

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで！

長男が少年野球を始めて1年が経ちました。始める前は、私も子どもと一緒に土日祝もグラウンドに行かなければならず、及び腰でしたが、いざ始めてみると私の方が熱が入り、今では事務所で一番の色黒になりました。最近では地区大会で優勝し、より一層肌が黒くなりそうです！(山本)

11月 労務スケジュール

- ・労働時間適正化キャンペーン (11/1~11/30)
- ・職業能力開発促進キャンペーン (11/1~11/30)